NPO 法人創源

グループホーム
さすてな

利用者：　　様

じいえいちじぎょう
ＧＨ事業サービス
りようけいやくしょ　じゅうようじこうせつめいしょ
利用契約書・重要事項説明書

GH事業　利用契約書

利用者に対し提供するＧＨ事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第１条　この契約は、障害者自立支援法（平成25年3月31日まで）・障害者総合支援法（平成25年4月1日から）等の関係法令の理念に則り、ご利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づきご利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとします。（体験入居を希望される場合は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとします。）但し、この契約の期間終了までに双方から異議の申し出が無いときは自動更新とします。　　尚、自動的に更新をする場合において、事業者は、ご利用者に対し更新の意思を確認し、必要事項を「契約変更・更新合意書」の該当欄に記載のうえ、記名押印し、契約書末尾に添付します。

（個別支援計画）

第３条　サービス管理責任者はご利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じてご利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき個別支援計画を作成します。

２　個別支援計画の内容についてご利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。

３　個別支援計画作成後、６ヶ月に１回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更についてはご利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。

（サービス内容）

第４条　事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。尚、個別の契約内容については別紙の通り契約をします。

２　サービス提供は、事業所の世話人、生活支援員等の従事者が当たります。

３　サービスの提供に当たってはご利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。

４　ご利用者の意思と人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、サービスを提供します。

（利用料金）

第５条　ご利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める額。但し軽減等の適用あり。）の所定のご利用者負担額（サービス利用説明書にも記載）を支払います。ただし、介護給付費・訓練等給付費等については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、ご利用者は直接支払う必要はありません。

２　事業者は、ご利用者が介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の家賃、光熱水費、食費等について重要事項説明書の通り料金を請求します。

３　事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめご利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、ご利用者の同意を得ます。

（利用料の支払い方法）

第６条　ご利用者は前５条に定める利用料金を月ごとに支払います。

２　事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月１５日までに送付します。

３　ご利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月２５日までに支払います。

４　事業者は、ご利用者から利用料金の支払いを受けた時は、ご利用者に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

（他のサービス提供者との連携）

第７条　事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

（説明義務）

第８条　事業者は、契約に基づく内容について、ご利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。

（相談及び援助）

第９条　ご利用者及びその家族が希望する生活やご利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

（健康管理）

第１０条　事業者は、常にご利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます

２　事業所は、常にご利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

（安全配慮義務）

第１１条　事業者は、サービスの提供に当たって、ご利用者の生命、身体の安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体勢を講じています。

（緊急時の援助）

第１２条　事業者は、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関又はご利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

２　前項のほか、入居中にご利用者の心身の状態が変化した場合、ご利用者及びその家族が指定する者に連絡します。

（身体拘束の禁止）

第１３条　事業者は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

（虐待防止のための措置）

第１４条　事業者は、ご利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

（秘密の保持）

第１５条　事業者は、業務上知り得たご利用者やその家族等の秘密を保持します。

２　事業者の職員であった者について、業務上知り得たご利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

３　事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、ご利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書によりご利用者の同意を得ます。

（苦情解決）

第１６条　ご利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口及び運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、ご利用者または家族に文書で報告します。

３　事業者は、ご利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由としてご利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

（契約の終了）

第１７条　ご利用者は、ＧＨ事業の利用の契約を終了する場合は３０日間の予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解除することができます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ご利用者はただちに契約を解除することができます。

（１）事業者若しくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合。

（２）事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合。

（３）事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。

（４）他のご利用者がご利用者の生命・身体・財物・信用を傷つける、または傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

２　事業者は、やむを得ない事情がある場合には、ご利用者に対し、３０日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。但しご利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

（１）ご利用者が事業所に支払うサービスの利用料金を３ヵ月以上滞納し期間を定め再三催告したにもかかわらず、１０日間以内に支払わない場合。

（２）ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

（３）ご利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めたとき。

（４）天災、災害、やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合

（５）ご利用者が連続して３ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して３ヶ月を超えて入院した場合。

（６）ご利用者が死亡した場合。

（原状回復の義務）

第１８条　ご利用者は、自己の責めにより施設・設備または居室を破損、汚損、または滅失した場合、または事業者の承諾を得ずに居室の現状を変更し、もしくは工作を加えた場合には、入居者の費用負担により現状を回復のため事業者が定める金額を支払うものとします。

（損害賠償）

第１９条　事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、関係市町村及びご利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

２　事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の業務によりご

利用者に損害を与えた場合には、事業者の保険（企業財産保険）範囲内にて速やかに賠償します。

３　ご利用者により故意又は過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

（身元保証人）

第２０条　事業者は、ご利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。但し、ご利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

２　身元保証人は、次の各号の責任を負います。

（１）ご利用者の責により事業者に損害を与えた場合、ご利用者と連携し当該損害を賠償すること。

（２）契約解除又は契約終了の場合、ご利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

（協議事項）

第２１条　契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法・障害者総合支援法等の関係諸法令の定めるところに従い、ご利用者と誠意をもって協議するものとします。

（カスタマーハラスメントの禁止および利用制限・契約解除）

第22条　1. 利用者およびそのご家族・関係者（以下「利用者等」という。）は、当事業所の職員に対し、以下の各号に該当する行為（カスタマーハラスメント）を行ってはならないものとします。

(1) 職員に対する暴力、威嚇、暴言、脅迫、侮辱その他の人格を傷つける言動

(2) 社会通念上不相応な長時間の拘束、執拗な電話、夜間の不当な呼び出し

(3) 法令・契約内容・事業所の運営規定を著しく逸脱した不当な要求や金銭の要求

(4) 職員に対するセクシュアルハラスメント行為（卑猥な発言、不必要な身体接触等）

(5) 職員の写真・動画・音声の無断撮影・録音、およびそれらをインターネットやSNS等に公開・送信する行為

(6) 職員個人への誹謗中傷、プライバシーを侵害する行為

(7) その他、当事業所の円滑な業務遂行を著しく妨げる行為

2. 当法人は、利用者等による前項各号の行為が認められた場合、職員の安全確保のため、直ちに対応を中断・退去を求めることがあります。

3. 利用者等による前項の行為が改善されない場合、またはその態様が著しく悪質であると当法人が判断した場合、当法人は事前の催告を要することなく直ちにサービスの提供を停止し、本契約を解除することができます。

4. 著しい迷惑行為・違法行為に対しては、警察への通報および顧問弁護士を通じて損害賠償請求等の法的措置を講じる場合があります。

指定共同生活援助　重要事項説明

あなたに対する共同生活援助事業サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1．サービスを提供する事業者

名称	NPO法人　創源
所在地	熊本県菊池市隈府494-16　大忠ビル
電話番号	0968-46-1515
代表者氏名	理事長　緒方　洋平
設立年月	平成28年7月1日

2. 利用施設

事業所の種類	指定共同生活援助		
事業所の名称	グループホーム　さすてな		
事業所の所在地	熊本県山鹿市鹿本町御宇田196-1		
連絡先	電話番号０９６８-４６-１５１５　ファックス０９６８-４６-１５１６		
管理者	福永　学史	サービス管理責任者	福永　学史
サービスの実施地域	山鹿市	主たる対象者	知的障害者
定員	１０名　（1棟当たり5名定員）		

開設年月日	令和4年6月1日	事業所番号	4320500418

3．サービスの目的・運営方針

目　的	ご利用者が地域で共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ご利用者の身体・精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居で、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな共同生活援助サービスの提供。

4．サービスに係る施設・設備等の概要（1）施　設

建物	構　造	木造　平屋建（2棟）A棟・B棟
	敷地面積	1615.50㎡
	延べ床面積	149.47㎡

（2）主な設備

設備	部屋数	備　考
居　室	5室	居室内の備品等については全て自己負担です
食堂・リビング	1箇所	食卓テーブル・椅子等・テレビ等
洗面所	2箇所	洗面台・洗濯機等
便　所	2箇所	洋式トイレ（2箇所）

風呂場	１箇所	洗面セット（シャンプーリンス等）

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置

しています。

５．サービス提供職員の設置状況

職　種	員数	常勤	非常勤	常勤換算
管理者	１名	１		１
サービス管理責任者	１名	１		１
世話人	7名	２	５	3.4
生活支援員	4名	４		４

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービス

を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職　種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：15～１７：15）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：15～１７：15）
世話人	正規の勤務時間帯（朝６：30～９：30）（夕１６：30～１９：30） （８：15～17：15）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：15～17：15）
夜間支援員	夜勤の勤務時間　（16：００～９：００）

６．サービス提供の内容

（１）介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	ご利用者や家族が希望する生活、ご利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食　事	世話人が栄養と嗜好を考え、献立を工夫し、食事支援が必要な場合は提供します。
排　泄	排泄に関する援助を行います。
入　浴	入浴に関する援助を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 季節による衣替え、整理、整頓。
活動支援	地域行事への参加促進。買い物等を支援し、自主性を育てます。
健康管理	医療連携看護師、生活支援員等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。ご利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。
入院等支援	職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行います。但し、入院時支援加算の算定内とする。

（2）介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

	介護給付費等対象外サービスの内容	金　額
家賃	✿家賃の助成説明 1.目的…ＧＨの家賃について、障がい者の地域移行を進めるため、その一定額を助成するもの 2.…ＧＨご利用者（市町村民税課税世帯を除く） 3.…ご利用者１人当たり月額1万円を上限 （担当行政により上限額を超える助成有り）	・家賃月額 35,０００円 ・自己負担額 25，000円 ・助成額 10，000円
食費	ＧＨでの食事等における個人負担は基本的に月額での支払いとする。地域支援事業部食費に関する規定に基づく。	・食費月額 ２3,０００円
光熱水費 管理費	状況に応じて追加で請求する場合があります。	※原則 水道高熱費用 月額10,000円 内訳 電気代　7,000円 ポンプくみ上げ費 浄化槽設置　管理費 3,000円

預かり金	本人の預かり金規定に基づく。	原則1，500円
日用品	共同で使うものについて	2，000円
合計負担額	家賃助成額を引いた金額となります。	60,000円
諸経費	○保健衛生費　○教養娯楽費　○その他	実費
健康・予防	一般検診・成人病検診・予防接種	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な買い物、行政機関等への手続き等 通院について、ご利用者または家族が行うことが困難な場合、ご利用者の同意を得て代行します。 ※受診・送迎は別途にて請求します。	・代行料金 １０００円 ・送迎代行費 ２０００円/２時間 ※１時間延長ごとに１０００円追加で請求いたします。
その他	・証明書諸書類の発行	１００円

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、ご利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しはご利用者に交付いたします。

7．利用料金

（1）介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町等から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（応能負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（2）介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6．サービス提供の内容（2）介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

（3）利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(ア)当事業所窓口での現金支払い

(イ)下記指定口座への振込み　　肥後銀行　菊池支店　普通預金

(ウ)金融機関口座からの口座振替

8．ご利用者の記録及び情報の管理等

（1）ご利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて

情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前９：００～午後１７：００です。

（2）ご利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合はご利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

９．緊急時の対応

病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

かかりつけ医療機関 ＊かかりつけの医療機関がない場合は法人の協力機関を記入する	医療機関名： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先① （保護義務者）	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所 ご利用相談窓口	• 苦情解決責任者　管理者：福永　学史 • 苦情窓口相談者　サービス管理責任者　福永　学史 • ご利用時間　　９：００～１７：００ • 電話番号　　０９６８－46-1515 ＦＡＸ　　０９６８－45-1516 • 担当者が不在の場合は、事業所までお申し出ください。
山鹿市役所 福祉援護課	• 所在地：熊本県山鹿市山鹿987-3 • 電話番号：0968-43-0052
運営適正化委員会	• 所在地：　熊本県熊本市南千反畑町3番地７ • 電話番号：０９６－３２４－５４５４ • ＦＡＸ：０９６－３５５－５４４０

11. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人有働会　菊池有働病院		
所在地	熊本県菊池市深川４３３		
電話番号	０９６８－２５－３１４６		
診療科	診療内科	入院設備	195床

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	• 自動火災報知設備 • 火災報知設備（消防機関へ通報用） • 誘導灯 • 各種設備から消防署への連動機器の設置 • 消火器（各階）の設置 • 全室防災カーテンの設置
平時の訓練	• 別途に定める、消防計画書に則り、年１回、避難・防災訓練を、ご利用者の方も参加して実施します。
消防計画	事業所内で毎年度消防計画を作成します。 防火責任者：町崎　亮介
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

	加入保険会社名：東京海上日動 加入保険内容：損害保険

１３．事業所ご利用の際に留意いただく事項

損害賠償について	事業所の業務によりご利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者により故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
設備・器具の利用	ＧＨの設備、器具は本来の用法にしたがって利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、原則ご利用者の責任において管理していただきます。なお、自己管理不可能なご利用者につきましては希望により事業所にて管理を致します。
宗教活動・政治活動、営利活動	ご利用者の思想、信仰は自由ですが、他のご利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
提供サービスの第三者評価実施状況の有無	なし

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、ご利用者、事業者が記名押印のうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

指定障害者福祉サービス共同生活援助サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項と利用契約の説明を行いました。

事業所名　グループホーム　さすてな

代表者氏名：理事長　緒方　洋平　　印

説明者氏名：サービス管理責任者　福永　学史　　印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス共同生活援助サービスの提供及び重要事項と利用契約の説明を受け、同意しました。

ご利用者住所：

氏　　名：　　印

代理人住所：

氏　　名：　　印　　続柄：

（別紙１）個別の契約内容

１．契約支給量

月利用回数	当該月の日数３１日	基本　利用曜日	日曜日～土曜日

２．入浴サービス

入浴ｻｰﾋﾞｽ希望	有
	無

３．食事提供サービス

食事ｻｰﾋﾞｽ希望	有
	無

４．上限額管理

上限額管理希望	有
	無

５．通院サービス

通院ｻｰﾋﾞｽ希望	有
	無

６．支払い方法

支払い方法	□　当事業所窓口での現金支払い
	□　指定口座への振込み
	□　金融機関口座からの口座振替

（別紙２）

個人情報使用同意書

私自身及び家族の個人情報については、サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施される事業所内におけるサービス会議、他の事業所との私の利用するサービスに係る連絡調整において必要な場合、緊急時における病院等への情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意します。

グループホーム　さすてな　様

令和　　年　　月　　日

ご利用者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

続柄＿＿＿＿

NPO 法人創源

重度化への対応・終末期ケアの対応方針

グループホームさすてな

① 目　的

グループホームの入居者が、障害及び多様な疾患の重度化や、加齢に伴い想定し得る衰弱、人生の週末期を迎える状態になっても、住み慣れた環境・慣れ親しんだ関係性の中での生活を維持し、本人が望む場所で暮らすことができるように、医療関係者及び家族等と協力して対応していく。

② 重度化した状態・終末期の判断

主治医の判断が基本となる。主として、①癌の終末期、②多様な疾患の重度化③老衰、④その他とする。

③ 基本的姿勢

多様な疾患の病状が重度化した利用者、又は人生の終末期を迎えた利用者が、疼痛や苦痛がなく、本人・家族等が望むような生活を維持することが出来るよう支援する。本人・家族等がグループホームでの暮らしを継続することを望む場合は、最大限の対応をする。

④ 医療との連携

〇主治医との連携

医療が必要な利用者に対する通院時の付き添いを始め、主治医の指示・指導のもと、服薬管理等必要な支援を行う。入院加療が必要な場合も連携が必須となる。

〇関係諸機関・地域の多様なサービスとの連携

主治医との連携を基本とし、行政を始め相談支援事業所・訪問看護ステーション等との連携を通じて、生活の継続を重視した支援を行う。又、癌の終末期における疼痛等緩和ケアは必須であり、地域の薬剤師（調剤薬局）との連携を進める。なお、必要に応じて歯科医師・栄養士等必要に応じて多様な専門職との連携で対応する。

⑤ 家族等の信頼・協力関係

グループホームでの重度化及び終末期の対応を行っていくためには、家族等の信頼・協力関係は欠かせない。家族等との協力を通じて、利用者本人が満足できるような看取りを支援していく。

⑥ 職員の教育・研修

医療連携専門職との連携で、重度化・終末期ケアが充実するように、職員教育・研修に努めていく。又、家族等の意向を重視した密な連携を持つことができるように、支援体制を充足させていく。

対応方針を説明、交付しました。　　この方針説明を受け、同意し交付を受けました。

職名：サービス管理責任者　　対応方針同意日：令和　　年　　月　　日

氏名：　福永　学史　　印

氏名：　　印